

第12回 門真市幼児教育振興検討委員会 議事録

『門真市における今後の幼児教育のあり方』について、門真市幼児教育振興検討委員会にご審議をいただいております。

第12回の委員会での議事の要点は、次のとおりです。

開催日時：平成20年12月25日（木）午後3時～5時
会場：門真市民プラザ4階教育センター会議室A
出席委員数：12名／12名

議事

1. 開催要件の確認、第11回議事録及び資料の配布

事務局：半数以上の出席により、会議が成立したことを確認

2. 会議の公開・非公開の決定

議長：今回は、これまでの審議に基づいて、前回確認させていただいた章立ての答申案を提示いたします。この素案には、門真市の公立幼稚園を再構築し、新たな形をつくりあげる際の具体的な幼稚園名等が出てきます。そのことで、市民の間に混乱が生じることがあってはいけないと思います。したがって、今回も非公開とすることが適切であると思いますが、委員の皆さん方はいかがですか。

委員：異議なし。

議長：本日、傍聴の方はおられましたら非公開になったということをお伝えください。

事務局：本日、傍聴者はおられません。

議長：なお、今回も議事録については、審議の部分は非公開として答申後に公開するというにすることが適切であると思いますが、よろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

議長：では事務局の方、議事録の公開については、この決定に従ってください。

事務局：わかりました。

3. 今回の内容の提案および資料説明

事務局：今回は、前回の検討委員会の場におきまして、委員長よりご提案いただいた章立ての答申素案が提示されますので、ご検討をよろしく願います。資料としまして、『門真市幼児教育振興検討委員会答申（案）』を委員の皆様方の封筒に議事録とともに入れております。

4. 第11回幼児教育振興検討委員会の議事録に目を通していただく。（7分程度）

事務局：では、早川議長、審議を進めていただきますようお願い申し上げます。

5. 審議

議 長：前回、答申の柱立てをお示ししましたが、項目が落ちている等、なにかありましたら、本日発言をいただければありがたいと思います。目次のところでご意見はありませんか。ないようですので、目次に従って見ていきたいと思えます。事務局の方で音読をしていただけませんか。

事務局：答申案 1 ページ「本市における幼児教育の今後のあり方について（諮問）」を音読。

議 長：このような諮問を受けまして、この委員会で議論を重ねてきたところです。今日、12回目になります。答申素案ということで文章にまとめることができ、委員の皆様にもご確認いただき、より良い答申にしていきたいと思っております。

文章等で加筆・訂正等があれば、ご自由に発言してください。

それでは、答申案の「はじめに」を読んでください。

事務局：答申案 2 ページ「Ⅰ. はじめに」を音読。

議 長：この3つの柱で検討をしてきたところですが、これは何度も確認しているところですので、特にご意見はないかなと思えますが、いかがでしょうか。

全委員：特にありません。

議 長：それでは次に「Ⅱ. 門真市における幼児教育の現状と課題」を事務局の方で音読してください。

事務局：答申案 2 ページ「Ⅱ. 門真市における幼児教育の現状と課題」を音読。

議 長：今読んでもらったような現状認識をし、このような課題を皆様といっしょに確認してきたところですが、表現に不十分なところがあればご指摘いただきたいと思えます。ないようですね。次のⅢは大きな1と2と3で構成されていますので、区切って検討していきたいと思えます。1の「『連携』を大切にした取組の充実」のところを音読してください。お願いします。

事務局：答申案 3 ページ「Ⅲ. 門真市の幼児教育の方向性 1. 『連携』を大切にした取組の充実」を音読。

議 長：（1）の生活の連続性、学びの連続性、これは中教審の専門委員会で強く主張されたところですが、この委員会でもそうした流れを十分にふまえた議論を重ねてきました。（1）のところでは表現上、不十分なところ等がありましたらお願いします。

（2）幼稚園・保育所の連携と行政組織の再編ですが、本市で育つ子どもが修学前のいずれの子育て機関で育っても基本的に同じ保育を受ける権利がある、そうした基本的に同じ育ちを保障して義務教育の小学校に上げていくという観点を何度も確認したところがあります。

ただ、幼稚園と保育所の場合、行政上の縦割りという問題もあり、保育所と幼稚園の子どもたちの交流あるいは保育者たちの連携が十分に図られてきたとは言えないのではないかなと思えます。そうしたものをスムーズに展開していくためには、やはり就学前教育について具体的な施策が

とれる行政組織の再編が望まれるということを打ち出したところであり
ます。

(3) 私立と公立の連携は良い意味での切磋琢磨での競い合いを行いながら、本市の幼児教育の充実を図っていく、そういう私立と公立の連携ということがますます重要になってくるということを指摘しています。いかがでしょうか。特にないようでしたら、「2. 新しい教育内容の創造」のところの音読をお願いします。

事務局：答申案5ページ「2. 新しい教育内容の創造」を音読。

議長：ここは主に教育内容・保育内容について、みなさんのご意見をまとめて
おります。

とりわけ今回は、従来の「子ども主体」というものに対して、「社会性」という「個人」と「社会」との関係。この2つをバランスよく育てると
いうことが強調されています。こうした内容をふまえた教育内容の創造
が必要であるということです。

もう一つは、特別支援教育に関する法律ができて、その法律に基づいて
就学前における特別支援教育体制の確立ということが求められていると
ころであります。

さらに、就学前と小学校との円滑な接続も書き込まれたところでは
なく、これは幼稚園教育要領や保育所保育指針にだけうたわれているのではなく
て、小学校の学習指導要領にもせられているところでもあります。これらも十分に議論を
しましたが、できるだけ圧縮した形で表現しております。ここに関して、何かご意見が
ございますか。

それでは次に「3. 豊かな教育環境の保障」のところを音読してください。

事務局：答申案6ページ「3. 豊かな教育環境の保障」を音読。

議長：保育所・幼稚園の人的環境、それから地域での交流環境、そして自然環
境、さらに子育て支援に関わった教育環境というようなことで豊かな教
育環境の保障をまとめております。何かご意見はありますでしょうか。
なければ次に「IV. 方向性をもとにした今後の具体的施策 1. 『連携』
をキーワードとした取組の充実」のところを読んでください。

事務局：答申案7ページ「IV. 方向性をもとにした今後の具体的施策 1. 『連
携』をキーワードとした取組の充実」を音読。

議長：ここは具体的施策のところでは

「(1) 幼稚園と保育所、私立と公立の連携」では、この4者ができる
だけ連携をとるということ、そのための一つとしてカリキュラムを一緒
に作っていくことが必要である。また、そのカリキュラムに沿って、子
ども達の交流を積極的に展開していくこと、さらに、そうした活動をと
おして保護者間の連携を図る、そういったことにより、組織の独自性を
大切にしながら、協働体制をとることの必要性と重要性を具体的に述べ
ております。

「(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携」は、まだ現在は行事的なもの

でつながっている状況なので、組織的な年間計画を立てた連携の必要性を書いています。やはり研究モデル校園をつかって、積極的に市として推進していくという姿勢が望まれるということです。

「(3) 地域・家庭との連携」というのは、幼稚園・保育所が積極的にコーディネーターの役割を果たしていくことを自覚していく必要があるであろうし、そのことについて具体的にモデル園を設定し、そのモデル園で得た成果を全市的に発信していくという内容です。連携を考えていくときに、高齢者の連携が出ていますが高齢者以外の地域との連携ということで、今後はさらに地域連携というものを拡充していく必要があると思います。

「(4) 福祉と教育の連携」については、それを進めていく新たな行政組織の再構築が必要でありますし、また可能でもあるという提言をここで書いております。

委員：答申案7ページ(3)の本文の書き出しのところが、「幼稚園では・・・」となっていますが、幼稚園に限定しているのでしょうか。

議長：「幼稚園・保育所・・・」というようにしていただきたいと思います。では次に「2. 新しい教育内容の創造」のところを読んでください。

事務局：答申案8ページ「2. 新しい教育内容の創造」を音読。

議長：(1)は人とのかかわりを大切にした教育内容、(2)は共生の視点を大切にした教育内容です。そのような基本的な問題とそれをカリキュラムの中に編成していくことです。具体的には、答申後に関係者が集まって、十分に議論し、カリキュラムが編成されることを検討委員会としては希望するところであります。

また、時間外教育については、本市がこれまで取り組んでこなかったということもありますし、幼稚園教育要領で幼稚園の業務という指摘もあり、公立幼稚園においても進めていくことが必要であるということはこの検討委員会では結論づけているところです。

委員：9ページ(3)の文中の「基本的に同じスタイルの子育てを・・・」という文言ですが、カリキュラムを共通にすることは可能かもしれませんが、どう解釈したらいいのでしょうか。それぞれ園の独自性は残して、子育てに対する考えを共有するという意味でのスタイルということではないのでしょうか。

議長：そここのところの「スタイル」という言葉を今までも使ってきたところですが、確かにそれについて同じような保育方法を取りなさいという保育方法というようなレベルでのスタイルということなのかですが。ここではカリキュラムの中身としては、人とかかわることと共生の視点ということ、そのような視点をもったという意味で基本的に同じという方向で考えてくださればと思いますが。

副議長：「基本的に同じスタイルの子育て」という言い方は誤解を招く可能性があるかもしれませんね。「基本的に同等の育ちを保障され」という意味だと思いますが。ここはいろいろなとり方ができますね。

- 委員：同等の育ちを保障されるということは大事だと思いますが、一方で園の独自性は必要だと思いますが。
- 議長：4ページにも「基本的に同じスタイルの保幼小連携」という言葉を使っていますが、議論したときにその中身が随分違うものであったということを見てきました。ここで基本的同じスタイルを使ったのは、保幼小連携についての考え方・実践の内容についてイメージをできるだけ揃えていく、取り組んでいく必要があるというような内容で書いてあるわけです。
- 委員：保幼小の連携に関しては、各校園まかせになっているという現状があるので、同じスタイルでいいのかなと思います。ここは子育てのところなので良い部分もあれば、同じにすることによってそれがなくなってしまうこともあるので少し危惧されるのですが。
- 議長：一定水準と書くと、少ししんどいですね。
- 委員：一定水準というのは、なぜ適切ではないのでしょうか。
- 議長：適切でないというより、逆に厳しいかなと思います。
共通カリキュラムに従った保育をしてもらおうというときに、それをレベルの問題と考えるのか、保育の方法も含めた方向と考えるのかということがあるわけです。方向の方が無難だと思いますが。水準となると、かなり査定的な評価的なまなざしが強いですね。
- 委員：項目が「幼稚園・保育所共通のカリキュラムの編成」ということで上がっていますので、カリキュラムの編成を基本に考えることが大事だと思います。あまりその水準とか方向とかの言葉でわかりやすく書くと、その園の独自性があるときに、その文章の言葉にひっかかってしまうのではないのでしょうか。項目からみれば大きなとらえ方にして、このままの文章でいいかなと思うのですが。
- 議長：あいまいな表現ではありますが、スタイルというのは実践的な体感的なイメージがあって、少しゆるやかな感じかなという程度でスタイルにしているわけです。
- 委員：あまり漠然としすぎても、同じ保育を受けて小学校へ上がってもらいたいので難しいですね。今回の幼稚園教育要領で同じ保育が協調されています。
その意味で今までの改定と違う改定となってきましたので、その辺りは、やはり、どこかに示しておかなければいけないと思います。
- 議長：確かに今回の保育指針と教育要領は、現行を受けたふりをしながら、しかし重要な非常に重たい改定も含まれています。また、かなり強引に揃えてもいます。
幼保の共通のカリキュラムづくりは、保育指針と教育要領の共通する部分は簡単に作れても、その前のところをどうつなげていくのか、簡単にいかない部分がないわけではありません。作成過程については、これからは、ある意味で悩みながら、しかしながら、ある程度急いでやっていかなければいけません。今は、そういう時点であろうと思います。

スタイルということを姿勢とか方向くらいのところでご了解いただければ、このままでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次に具体的施策に関連して、大阪ひがし幼稚園が保幼小の連携について、保護者等にアンケートをとり、そのことをまとめておられますので説明をお願いします。

委員：これを皆さんに見ていただいて、小学校との連携について考察していただけたらと思ひまして用意しました。

大阪ひがし幼稚園作成の「保護者・子どもたちへのアンケート」を説明。それから、幼稚園の指導要録の件ですが、小学校は、幼稚園時代に家庭との連携で指導援助してきた子どもの長所や課題を知っていただき、それを小学校の1年生のクラス編成の参考にさせていただいたり、入学後の継続した指導援助に生かしていただいたりすることに、ぜひとも活用いただきたいと強く思っております。

また小学校の先生に幼稚園教育の現場（保育者の指導や指導方法や教育内容）を見ていただきたい。それによって、小学校低学年のカリキュラムや指導のあり方を見直してほしいと思います。同時に幼稚園や保育所の保育者も小学校生活を見せていただけたら、小学校に向けての果たすべき使命や目的を確認して、課題や見直しをしていきたいと思ひます。もう一つ、私立幼稚園も預かり保育やその他の子育て支援活動等を行っています。ぜひとも、門真市として幼保の窓口の一本化を行い、幼稚園と保育所の現場の専門家が市民の相談に乗れるような窓口の開設をお願いしたいと思ひます。

議長：行政の方に受け止めていただきたいのですが、指導要録の様式を幼稚園と保育所で統一することを急いで福祉側と教育側で整理することが大切絵です。できれば平成21年度末までに揃えておいていただきたいです。その様式を揃えるにあたって、小学校側からも活用ができるような形にてほしいという要望があれば、参考にすることが望ましいです。保育所保育指針の告示化にあたってのポイントとして指導要録のことが示されておりますので、準備をしておいてください。その他、ご意見はございませんか。

では次に、「3. 豊かな教育環境の保障」を音読してください。

事務局：答申案10ページ「3. 豊かな教育環境の保障」を音読。

議長：ここ最近、ずっと議論を重ねてきていますが、豊かな教育環境の保障という流れの中で、公立幼稚園の再構築についてある程度ご決着をいただいたと思っております。

「(1) 人的・自然的環境を大切にした教育環境づくり」は、先ほど共通のカリキュラム等に反映されることになるでしょう。

「(2) 子育て支援の充実」は、子育て支援ルームを置くことによって、門真市全体の子育て支援の情報の収集と発信という機能も含めたものを構想すべきであるということ、また、門真市を南北に分けた南側の拠点園たるべき南幼稚園において、こうした施設を増改築するということが

具体的施策として必要であるということが確認されてきたところです。また、大和田幼稚園については、幼小連携研究のモデル校園としての機能を果たしてもらおうこと、そして豊かな時間外教育の中身のあり方についての研究をしていただきたいと思います。

そういう意味では、この教育センターというのは、一つは地域の子育て・子どもの育ちにきちんとした責任を持つということと、門真市における幼児教育のあり方を研究していくということなど、そういう研究指定的な機能を持っていくということが、「センター的」ということの中身であろうかと思えます。ここのところでご意見があればお願いします。

特にないようですので、「V. 終わりに」に進めます。

事務局：答申案11ページ「V. 終わりに」を音読。

議長：各章が目次を見ていただいたらわかるように、基本的・理念的なもの具体的な施策ということで、皆さん方にご議論いただいたものをまとめています。また、それぞれ具体的な内容について、今後の検討が期待されるというご意見もあったと思えます。

さて、全体を通して、何かございますか。

委員：「終わりに」を聞いていまして、いろんな課題を持ちながら、でもやはり門真市の現状を考えて、とてもいい答申になったのではないかと思います。

ただ、一点確認をしたいのですが、2ページの「門真市における幼児教育の現状と課題」の中で、平成20年4月1日現在で保育所の待機児童はいないということではありますが、これは確かでしょうか。

事務局：平成20年4月1日現在で、待機児童はいないということは確かめております。

議長：4月1日現在で、親からの要望があって、そのときに保育に欠けるという条件等を検討し、その時点で待機をお願いするということはなかったということですね。

事務局：はい、その通りです。

議長：全体をとおして非常にていねいに議論をしていただき、現状について改善すべきより良い方向をめざしたご意見をいただけたと思えます。

今後、公立幼稚園を2園で運営していくという形になったとしても、その2園の定員充足率が、現状より高くなることを望めるかという現実的には厳しい部分もあるだろうとは思われます。一方でそのことが民間の私立幼稚園の定員増につながるかという、それもそうはいかないだろうと思えます。

ただ当検討委員会では、公立幼稚園2園という枠の中で、幼児教育のセンターとして、がんばっていただきたいという市民の要望を受け止めて、そして、現状を踏まえながら、こうした形で答申の方向性を何とかまとめるところまで来たと思えます。

それでは、特にご意見がないようでしたら、訂正をした箇所をふくめて「答申（案）」を「答申」とさせていただきます。次回は、

この「答申」を本市の教育委員長にご報告するという事になるかと思えます。

以上で、審議を終わらせてもらいます。

事務局：では、これにて第12回門真市幼児教育振興検討委員会を終了させていただきます。長時間のご審議まことにありがとうございました。なお、次回の第13回委員会ですが、誠に勝手ではございますが、平成21年1月15日（木）午後3時より開催させていただきたいと存じます。

場所は、門真市教育センター3階の会議室Aでございます。詳しいことにつきましては、後日、文書にて郵送させていただきます。

これまで本当に長期間にわたりご審議いただいたこの検討委員会も次回が最終回となります。皆様方、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様方、本日は長時間どうもありがとうございました。